



保医発0419第4号
平成28年4月19日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第211号）が平成28年4月19日に告示され、同月20日付けで適用されることに伴い、
「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月18日保医発第0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「04026x 肺高血圧性疾患」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「04026x 肺高血圧性疾患」のうち手術・処置等2の4に「イロプロスト」を追加する。

保 医 発 0 4 2 2 第 1 号
平 成 2 8 年 4 月 2 2 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成28年3月22日に提出すべき平成27年4月から12月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたことから下記の取扱いとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）別添1「A245データ提出加算」（4）に該当した病院

保険医療機関名	適用期間
北海道網走郡津別町幸町61 津別病院	平成28年5月1日から 平成28年5月31日まで
東京都東村山市青葉町一丁目7番1号 公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	
神奈川県鎌倉市材木座1-7-22 医療法人光陽会鎌倉ヒロ病院	
石川県能美市大浜町ノ85番地 国民健康保険能美市立病院	
長野県長野市大字南堀135番地1 山田記念朝日病院	

保険医療機関名	適用期間
静岡県駿東郡清水町柿田293-1 医療法人社団宏和会岡村記念病院	平成28年5月1日から 平成28年5月31日まで
滋賀県近江八幡市北之庄町492番地 公益財団法人近江兄弟社ヴォーリス記念病院	
大阪府堺市西区北条町1丁2番31号 医療法人大泉会大仙病院	
大阪府寝屋川市石津元町12番20号 医療法人全心会寝屋川ひかり病院	
大阪府岸和田市中井町一丁目12番1号 医療法人盈進会岸和田盈進会病院	
大阪府枚方市招提元町1-36-6 医療法人りんどう会向山病院	
大阪府豊中市庄内幸町4丁目28番12号 医療法人善正会上田病院	
島根県出雲市塩冶町1536-1 出雲市民病院	
岡山県高梁市南町53番地 医療法人清梁会高梁中央病院	
広島県廿日市市津田4180 医療法人社団貴和会佐伯中央病院	
香川県高松市天神前5番5号 一般財団法人三宅医学研究所附属三宅リハビリテーション病院	
福岡県福岡市中央区警固1-8-3 医療法人エイジイアイエイチ秋本病院	
福岡県大牟田市大字歴木977番地4 医療法人けんこう兼行病院	
熊本県阿蘇市内牧1153-1 医療法人社団坂梨会阿蘇温泉病院	

2. 平成27年度調査において累積して3回データ提出の遅延等が認められ、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日付け保医発0305第1号）別添3「第26の4データ提出加算」3（4）に該当した病院

保険医療機関名	適用日
愛知県稲沢市平和町塩川104番地 医療法人六輪会六輪病院	平成28年4月1日